

特定非営利活動法人くらげ定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人くらげという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を岡山県倉敷市内に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、障がいのある方や生活に困窮している方が地域の中で生き生きと生き甲斐を持って生活が行えるよう就労支援や地域生活支援に関するサポートを行い、地域福祉、更には社会全体の利益に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保険、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の増進を図る活動
- (3) まちづくりの増進を図る活動
- (4) 人権の擁護又は平和の増進を図る活動
- (5) こどもの健全育成を図る活動
- (6) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業
- (2) 生活困窮者に対する支援事業
- (3) 一般廃棄物収集運搬業
- (4) 貨物軽自動車運送事業
- (5) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 会 員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業に賛助するため入会した個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとする者は、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項の者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 入会金及び会費は設定しない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上 10人以下
- (2) 監事 1人以上 2人以下

2 理事のうち、1人を理事長とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 理事長は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 理事長以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。

3 理事長以外の理事は、合議により理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、合議によりいずれかの理事が理事長の職務を代行する。

4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

5 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
- (2) この法人の財産の状況を監査すること。
- (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
- (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
- (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。
- 3 第1項の規定にかかわらず、任期満了前に、就任後2事業年度が終了した後の総会において後任の役員が選任された場合には、当該総会が終結するまでを任期とする。
- 4 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 5 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

- 第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。
- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
 - 3 前2項に関して必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

- 第20条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。
- 2 職員は、理事長が任免する。

第5章 総 会

(種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第23条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第50条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他運営に関する重要事項

(開催)

第24条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第25条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から20日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも総会の日から7日前までに通知しなければならない。

(議長)

第26条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第27条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第29条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、第27条、前条第2項、次条第1項第2号及び第51条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。
 - 3 前2項の規定にかかわらず、正会員全員が書面により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作

成しなければならない。

- (1) 総会があったものとみなされた事項の内容
- (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
- (3) 総会の決議があったものとみなされた日
- (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理 事 会

(構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第32条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第33条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の2分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から20日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも理事会の日の7日前までに通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第36条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知し

た事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第37条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条第2項及び次条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第39条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立の時の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第40条 この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産及びその他の事業に関する資産の2種とする。

(資産の管理)

第41条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第42条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第43条 この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計及びその他の事業に関する会計の2種とする。

(事業計画及び予算)

第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第45条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第46条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第47条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第48条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第49条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第50条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第51条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁の変更を伴うものに限る。）
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（定数に係るものを除く。）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき者に係るものに限る。）
- (10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第52条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

- 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。
- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第53条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残余する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、解散を決定する総会において譲渡先を決定するものとする。

(合併)

第54条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第55条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人の主たる事務所掲示場に掲示して行う。

第10章 雑 則

(細則)

第56条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事（理事長）	中尾 圭
理事（理事長補佐）	小坂 悠
理事	中野 厚志
監事	加藤 徹憲

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から平成31年5月31日までとする。

- 4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第44条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第49条の規定にかかわらず、成立の日から平成31年3月31日までとする。

令和7年度事業計画書

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

特定非営利活動法人 くらげ

1 事業実施の方針

共同生活支援事業の運営により障がい者が家庭的な環境下で穏やかに安心して生活が出来る場の提供を行う。また定期的な体重、血圧測定等を実施し、健康管理に努める。

就労継続支援事業については、利用者の作業として主に内職作業(箱折り、帽子の糸切、フルーツネット等)、製作活動(ガチャガチャ景品、バッグ制作)等の室内作業や、清掃、引っ越し補助、除草作業、一般廃棄物収集運搬事業等の戸外活動を提供しており、利用者本人が希望する作業を選択的に取り組むことで、遣り甲斐をもって作業が行える場所を提供する。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

定款の事業名	事業内容	実施日時	実施場所	従事者の人数	受益対象者の範囲及び人数	支出額(千円)
障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業	就労継続支援事業として、就労機会や生産活動の機会の提供、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。	R7.4月～ R8.3月	倉敷市中庄 倉敷市宮前	14人	80人	96,000千円
障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業	共同生活援助事業として、グループホームの運営を通じて、日常生活上の介護や支援を提供します。	R7.4月～ R8.3月	倉敷市上東	4人	4人	14,573千円
一般廃棄物収集運搬事業	就労継続支援事業の一環として、契約先からの一般廃棄物の収集・運搬を行います。	R7.4月～ R8.3月	倉敷市内	14人	12人	1,000千円

貨物軽自動車 運送事業	就労継続支援事業の一環として、契約先からの清掃、引越補助、除草作業を行います。	R7.4月～ R8.3月	倉敷市内	14人	12人	500千円
生活困難者に対する支援事業	就労準備支援として一般就労と福祉的就労との間をつなぐ就労訓練事業を行います。	実施なし				
その他この法人の目的を達成するために必要な事業		実施なし				

(2)その他の事業

定款の事業名	事業内容	実施予定 日 時	実施予定 場 所	従事者の 予定人数	受益対象者の範囲及び 予定人数	支 出 見込額 (千円)
		実施なし				

令和 8 年度事業計画書

令和 8 年 4 月 1 日 から 令和 9 年 3 月 31 日まで

特定非営利活動法人 くらげ

1 事業実施の方針

共同生活支援事業の運営により障がい者が家庭的な環境下で穏やかに安心して生活が出来る場の提供を行う。また定期的な体重、血圧測定等を実施し、健康管理に努める。

就労継続支援事業については、利用者の作業として主に内職作業（箱折り、帽子の糸切、フルーツネット等）、製作活動（ガチャガチャ景品、バッグ制作）等の室内作業や、清掃、引っ越し補助、除草作業、一般廃棄物収集運搬事業等の戸外活動を提供しており、利用者本人が希望する作業を選択的に取り組むことで、遣り甲斐をもって作業が行える場所を提供する。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

定款の事業名	事業内容	実施日時	実施場所	従事者の 人数	受益対象者の 範囲及び 人数	支出額 (千円)
障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業	就労継続支援事業として、就労機会や生産活動の機会の提供、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。	R8.4月～ R9.3月	倉敷市中庄 倉敷市宮前	14人	80人	97,000千円
障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業	共同生活援助事業として、グループホームの運営を通じて、日常生活上の介護や支援を提供します。	R8.4月～ R9.3月	倉敷市上東	4人	4人	14,573千円
一般廃棄物収集運搬事業	就労継続支援事業の一環として、契約先からの一般廃棄物の収集・運搬を行います。	R8.4月～ R9.3月	倉敷市内	14人	12人	1,000千円

貨物軽自動車 運送事業	就労継続支援事業の一環として、契約先からの清掃、引越補助、除草作業を行います。	R8.4月～ R9.3月	倉敷市内	14人	12人	500千円
生活困難者に対する支援事業	就労準備支援として一般就労と福祉的就労との間をつなぐ就労訓練事業を行います。	実施なし				
その他この法人の目的を達成するために必要な事業		実施なし				

(2)その他の事業

定款の事業名	事業内容	実施予定 日時	実施予定 場所	従事者の 予定人数	受益対象者の 範囲及び 予定人数	支出 見込額 (千円)
		実施なし				

法人名： 特定非営利活動法人 くらげ

令和7年度 活動予算書

令和7年 4月 1日 ～ 令和8年 3月 31日 まで

(単位:円)

科 目	金 額		
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費	0		
賛助会員受取会費	0	0	
2. 受取寄付金			
受取寄付金	0	0	
3. 受取助成金等			
受取助成金	0	0	
4. 事業収益			
利用者家賃収入	3,500,000		
障害福祉事業収入	100,000,000		
障害福祉事業利用者負担金	150,000		
作業収入	10,000,000	113,650,000	
5. その他収益			
受取利息	3,000		
雑収益	1,000,000	1,003,000	
経常収益計			114,653,000
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
給料手当	46,000,000		
賞 与	8,200,000		
出向負担金	10,800,000		
法定福利費	9,000,000		
福利厚生費	1,700,000		
人件費計	75,700,000		
(2) その他経費			
仕 入 高	2,000,000		
利用者給付金	8,600,000		
給食材料費	1,250,000		
教養娯楽費	300,000		
旅費交通費	1,200,000		
車 両 費	5,000,000		
通信運搬費	700,000		
消耗品費	1,000,000		
水道光熱費	1,900,000		
地代 家賃	8,163,000		
日用品費	800,000		
減価償却費	2,000,000		
保 險 料	1,500,000		
諸 会 費	60,000		
租税公課	500,000		
研 修 費	150,000		
支払手数料	250,000		
雑 費	1,000,000		
その他経費計	36,373,000		
事業費計		112,073,000	
2. 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	0		
人件費計	0		
(2) その他経費			
広告宣伝費	50,000		

接待交際費	40,000		
保 険 料	70,000		
リース料	700,000		
雑 費	1,500,000		
その他経費計	2,360,000		
管理費計		2,360,000	
経常費用計			114,433,000
税引前当期正味財産増減額			220,000
当期正味財産増減額			220,000
前期繰越正味財産額			306,256
次期繰越正味財産額			526,256

法人名： 特定非営利活動法人 くらげ

令和8年度 活動予算書

令和8年 4月 1日 ～ 令和9年 3月 31日 まで

(単位:円)

科 目	金 額		
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費	0		
賛助会員受取会費	0	0	
2. 受取寄付金			
受取寄付金	0	0	
3. 受取助成金等			
受取助成金	0	0	
4. 事業収益			
利用者家賃収入	3,500,000		
障害福祉事業収入	101,000,000		
障害福祉事業利用者負担金	150,000		
作業収入	10,100,000	114,750,000	
5. その他収益			
受取利息	3,000		
雑収益	1,000,000	1,003,000	
経常収益計			115,753,000
II 経常費用			
1. 事業費			
(1)人件費			
給料手当	47,000,000		
賞 与	8,200,000		
出向負担金	10,800,000		
法定福利費	9,000,000		
福利厚生費	1,700,000		
人件費計	76,700,000		
(2)その他経費			
仕 入 高	2,000,000		
利用者給付金	8,600,000		
給食材料費	1,250,000		
教養娯楽費	300,000		
旅費交通費	1,200,000		
車 両 費	5,000,000		
通信運搬費	700,000		
消耗品費	1,000,000		
水道光熱費	1,900,000		
地代 家賃	8,163,000		
日用品費	800,000		
減価償却費	2,000,000		
保 険 料	1,500,000		
諸 会 費	60,000		
租税公課	500,000		
研 修 費	150,000		
支払手数料	250,000		
雑 費	1,000,000		
その他経費計	36,373,000		
事業費計		113,073,000	
2. 管理費			
(1)人件費			
役員報酬	0		
人件費計	0		
(2)その他経費			
広告宣伝費	50,000		

接待交際費	40,000		
保 険 料	70,000		
リース料	700,000		
雑 費	1,500,000		
その他経費計	2,360,000		
管理費計		2,360,000	
経常費用計			115,433,000
税引前当期正味財産増減額			320,000
当期正味財産増減額			320,000
前期繰越正味財産額			526,256
次期繰越正味財産額			846,256